

令和7年設楽町告示第13号

設楽町有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町告示第13号

設楽町有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

設楽町有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱（平成25年設楽町告示第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2「交付単価/頭・羽」の欄中「10,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

設楽町有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱(平成25年設楽町告示第33号)新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
交付対象鳥獣	交付単価/頭・羽	捕獲の証拠品	交付対象鳥獣	交付単価/頭・羽	捕獲の証拠品
イノシシ	9,000円	尾	イノシシ	10,000円	尾
ニホンジカ	9,000円	尾	ニホンジカ	10,000円	尾
ニホンザル	30,000円	尾	ニホンザル	30,000円	尾
アオサギ	2,000円	足	アオサギ	2,000円	足
カワウ	2,000円	足	カワウ	2,000円	足
カラス	2,000円	足	カラス	2,000円	足
カワラバト・ドバト	2,000円	足	カワラバト・ドバト	2,000円	足
ヒヨドリ	2,000円	足	ヒヨドリ	2,000円	足
ノウサギ	2,000円	耳	ノウサギ	2,000円	耳
タヌキ	2,000円	尾	タヌキ	2,000円	尾
アナグマ	2,000円	尾	アナグマ	2,000円	尾
ハクビシン	2,000円	尾	ハクビシン	2,000円	尾
アライグマ	2,000円	尾	アライグマ	2,000円	尾
ヌートリア	2,000円	尾	ヌートリア	2,000円	尾